

【新様式】

平成30年度実績から使用(H30.4.1以降の実績から)

記載例

様式第8号 (第1面)

該当するほうを残し、該当しないほうを線で消してください。

(日本工業規格A列4)

有料職業紹介事業報告書
無料職業紹介事業報告書

1 許可番号 14 -ユ- ○○○○○○

2 事業所の名称及び所在地
(名称) 株式会社 神奈川労働局 横浜支店
(所在地) 神奈川県横浜市中区北仲通○丁目○○番地

紹介予定派遣の実績がある場合には、以下4欄に括弧書きで上段区分の内数で記載。

3 紹介予定派遣 実績の有無 有

4 活動状況 (国内) 3月末日現在の有効求人募集人数を記載。 対象期間中の求人募集人数(累計) 3月末日現在の有効求職者を記載。

対象期間中の求職申し込みの件数(累計)

項目	① 求人				② 求職	
	有効求人人数	常用求人人数	臨時求人延数	日雇求人延数	有効求職者数	新規求職申込件数
10 情報処理・通信技術者 (紹介予定派遣)	20人	40人	183人日	0人日	60人	28件
32 商品販売の職業 003 配せん人	(0)人	(5)人	(0)人日	(0)人日	(4)人	(1)件
	50人	10人	276人日	840人日	30人	20件
	8人	0人	0人日	65人日	12人	3件
計	78人	50人	459人日	905人日	102人	51件

厚生労働省職業分類の中分類を記載。
以下の職業は、中分類に含まずに記載。
【001芸能家、002家政婦(夫)、003配せん人、004調理師、005モデル、006マネキン、007技能実習生、008医師、009看護師・准看護師、010保育士】

常用・・・4ヶ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者。
臨時・・・1ヶ月以上4ヶ月未満の期間を定めて雇用される者。
日雇・・・1ヶ月未満の期間を定めて雇用される者。

注
「臨時」、「日雇」についてはその延数(人日)を記載。
例:雇用期間が4月1日～5月31日、求人3人の場合は、
61×3=183人日と臨時求人延数欄に記載。
雇用期間が1ヶ月未満の場合は日雇求人延数欄に記載。

前々年の4月1日から前年の3月末までの間に就職した無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数(解雇は除く)及び離職したかどうか不明な者の数を記載。

常用就職のうち、期間の定めのない労働契約を締結した者を無期雇用に記載。

項目	③ 就職				④ 離職	
	常用就職件数	臨時就職延数	日雇就職延数	無期雇用(6ヶ月以内/解雇除く)		
	無期雇用	それ以外		離職	不明	
10 情報処理・通信技術者 (紹介予定派遣)	10件	5件	61人日	0人	2人	
32 商品販売の職業 003 配せん人	(2)件	(0)件	(0)人日	(0)人	(0)人	
	1件	8件	184人日	1人	0人	
	0件	0件	0人日	0人	0人	
計	11件	13件	245人日	835人日	1人	2人

5 活動状況 (国外) (相手国別・総計)

項目	相手国	⑤ 求人		⑥ 求職		⑦ 就職		⑧ 離職	
		有効求人人数	求人人数	有効求職者数	新規求職申込件数	無期雇用就職件数	それ以外の就職件数	無期雇用(6ヶ月以内/解雇除く) 離職 不明	
05 研究者	アメリカ合衆国	0人	4人	0人	4件	0件	4件	0人	0人
計		0人	4人	0人	4件	0件	4件	0人	0人

業務区分ごと、相手国ごとに記載。

様式第 8 号 (第 2 面)

1件につき上限710円(免税事業者は660円)を徴収している場合。
※上限制限のみ

6 収入状況 (国内・国外)

取扱 業務等の区分	求人者 (上限制) 手数料 (職業安定法第32条の3第1項第1号の規定による手数料)			求人受付手数料 (別表)		求人者 (届出制) 手数料 (職業安定法第32条の3第1項第2号の規定による手数料)			求職受付手数料	
	常用	臨時	日雇	件	千円	常用	臨時	日雇	件	千円
10 情報処理・通信技術者 (紹介予定派遣)	千円	千円	千円	件	千円	90000 (3000)	66	0	件	千円
32 商品販売の職業	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
003 配せん人	千円	千円	49	23	15	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
計	千円	千円	49	23	15	9000	66	0	件	千円

金額は千円単位で記載。
(小数点以下は四捨五入)

取扱 業務等の区分	求職者手数料 (職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料)			件	千円
	常用	臨時	日雇	件	千円
芸能家	件	千円	件	千円	千円
モデル	件	千円	件	千円	千円
科学技術者	件	千円	件	千円	千円
経営管理者	件	千円	件	千円	千円
熟練技能者	件	千円	件	千円	千円
計	件	千円	件	千円	千円

芸能家、モデル並びに年収700万円を超える経営管理者、科学技術者、熟練技能者の職業で求職者より手数料を徴収した件数と金額を記載。

職業紹介責任者を含んだ人数を記載。(最低1人以上)

7 職業紹介の業務に従事する者の数

3 人

8 返戻金制度

有	無	(有の場合、その概要) 無期契約の就職で3ヶ月以内の離職の場合は手数料の60%、6ヶ月以内は40%を返金する
---	---	---

返戻金制度の有無及び制度の概要を記載。

9 従業員教育

日時	従業員数	教育内容
4月2日	2	職業紹介事業の基礎 (求人者及び求職者サービスについて)
4月3日	2	職業安定法、労働基準法等の改正について

職業紹介の適正な遂行に必要な教育を行った場合に記載。

- 職業安定法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。
- 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。

令和 3 年 4 月 20 日

厚生労働大臣 殿

株式会社 神奈川労働局
代表取締役 神奈川 太郎

様式第8号（第3面）

記載要領

- 1 職業紹介を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局にまとめて提出すること。
- 2 対象期間については、前年の4月1日から3月末日まで（4④欄にあつては前々年の4月1日から前年の3月末日まで）とすること。
- 3 1には、許可番号を記載すること。
- 4 3には、対象期間における紹介予定派遣に係る実績の有無を記載すること。
- 5 活動状況（国内）
 - (1) 4①の「求人数」及び4③欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、1箇年における求人及び就職数について、「常用」（4③欄にあつては無期雇用）、「それ以外」）、「臨時」、「日雇」の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人（件）数、臨時及び日雇についてはその延数（人日）を記載すること。3において「有」と記載した場合は「取扱業務等の区分」の欄に区分ごとに括弧書きで紹介予定派遣に係る状況を記載すること（以下、(2)から(5)まで及び7において同じ。）。
 - (2) 4①の「有効求人数」、②の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。
 - (3) 4②の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
 - (4) 4④の「離職」欄には、前々年の4月1日から前年の3月末日までの間に就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。以下「無期雇用就職者」という。）のうち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数を、④の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したかどうか明らかでない者の数を記載すること。
 - (5) 4欄において、「常用」とは、4ヵ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者をいい、「臨時」とは、1ヵ月以上4ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、1ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に休日があつても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとする。ただし、断続的な就労の場合は日雇とすること。
- 6 活動状況（国外）
 - (1) 5⑤の「求人数」及び⑦欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、1箇年における求人、期間の定めのない労働契約を締結して就職した人（件）数、それ以外の就職人（件）数を記載すること。
 - (2) 5⑤の「有効求人数」及び⑥の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。⑥の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
 - (3) 5⑧の「離職」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数を、5⑧の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したかどうか明らかでない者の数を記載すること。

- 7 6の収入状況には、「常用」、「臨時」、「日雇」の区分及び「取扱業務等の区分」ごとに、対象期間内における全ての手数料収入について記載すること。
- また、芸能家、モデル、科学技術者、経営管理者及び熟練技能者に係る手数料については、求人者手数料（職業安定法第32条の3第1項第1号及び第2号の規定による手数料）又は求職者手数料（職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料）にそれぞれ別に記載すること。
- 8 ⑨欄には、氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。
- 9 その紹介により就職した者のうち第二種特別加入保険料（労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第5号の作業に従事する者に対する保険料）に充てるべき手数料を徴収した場合は、手数料管理簿の写しを本報告書に添えて提出すること。
- 10 7の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には、当該職業紹介を行う事業所に係る3月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。
- 11 8の「返戻金制度」欄には、返戻金制度（その紹介により就職した者が早期に離職したことその他これに準ずる理由があつた場合に、当該者を紹介した雇用主から徴収すべき手数料の全部又は一部を返戻する制度その他これに準ずる制度）の有無を記載すること。また、返戻金制度を設けている場合には、その概要を記載すること。